

一 般 質 問 通 告 書

平成 23 年 2 月 15 日提出

嵐山町議会議長 藤野 幹男 様		議席番号 1 3	氏 名 渋谷登美子	受付番号
下記のとおり質問したいので通告します				
	質 問 事 項	質 問 要 旨		答 弁 者
2	今後の人権政策について (答弁書不要)	<p>( 1 ) 嵐山町の人権政策は「今後の同和対策の基本方針における実施計画」で進められている。現代は、IT による人権侵害、男女の固定的役割分担による男女不平等、非正規労働による貧困、薬害、アジア人女性の人身売買など多様な問題が広がっている。人権政策の展開は、埼玉県や比企都市同和対策協議会に依拠するのではなく、嵐山町独自の展開が必要である。考え方を聞く。</p> <p>( 2 ) 嵐山町の人権政策は、部落解放同盟比企都市協議会との年 3 回の交渉・部落解放愛する会との交渉・部落解放正統派との会議より各団体が開催する研修会・説明会等への参加要請に対応することが主である。比企都市人権教育推進協議会、比企都市同和対策協議会とも協議し、職員数・予算を勘案しバランスのよい人権政策の確立を求める。</p> <p>( 3 ) 人権教育推進協議会は、吉田集会所で開催されることが定例化している。嵐山町のさまざまな人権政策について検討・評価する場である。人権対策推進協議会はふれあい交流センターや役場にて開催すべきだが、考えを聞く。</p>		副町長
3	2 元代表制について (答弁書不要)	<p>( 1 ) 地方分権推進によって、2 元代表制強化のため自治法が改正され・自治基本法制定の動きがある。議会による政策提案等も進むが、町長の考えは。</p> <p>( 2 ) 地方自治法 92 条 2 項で、特別職非常勤公務員を議員が兼ねることは、不適當であるが違法ではないとする解釈がある。当議会において、審議会委員・私的諮問機関委員の辞任することを求めること 2 度だが、一部議員の「不適當であるが、違法ではない」の解釈より、2 元代表制の本来の姿を確立することができていない。この問題について町長の考え方を聞く。</p>		町長
4	職員研修のあり方 (答弁書不要)	<p>( 1 ) 平成 21 年度各課の研修数、参加職員数、経費は。</p> <p>( 2 ) 各課の研修の選択の基準は</p> <p>( 3 ) 参加した研修についての報告義務を聞く</p> <p>( 4 ) 研修参加の評価は。</p>		副町長